

第 1 章 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画の概要

1-1. 計画の背景及び目的

都市における緑とオープンスペースは、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等、多様かつ重要な機能を有しており、このような緑とオープンスペースを保全、創出、育成することによって、自然と共生する緑豊かな都市を形成し、安全で快適な質の高い生活環境を整備することができます。

砂川市（以下「本市」という。）は、昭和 49 年の緑化都市宣言により“緑あふれる公園都市”の建設を推進すべく「砂川市緑化推進計画」及び「砂川市緑のマスタープラン」を継続的に策定・改訂してきました。

その後、「砂川市緑のマスタープラン」の計画期間終了を端緒として、それらの基本的な方針と整合を図りつつ本市における緑地の保全や公園・緑地の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的なあるべき姿と、それを実現するための施策を、総合的かつ横断的に推進することを目的として、平成 15 年 3 月に「砂川市緑の基本計画」を策定しました。

「砂川市緑の基本計画」は、その後、社会環境の変化に対応した緑の創出・保全を推進すべく、平成 24 年 3 月に改訂しました（計画期間：令和 2 年度（2020 年度）まで）。

このたび、その目標年次を迎えるにあたり、昨今の少子高齢化の進展や持続可能な社会形成への対応、国や北海道が示す「国土強靱化の推進」や「ゼロカーボンの達成」、「脱炭素社会の実現」といった防災、環境保全など緑地に対して期待される機能が大きくなってきたこと等を踏まえ、本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、これにより緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することを目的とし、10 年後の令和 12 年度（2030 年度）を計画期間として本計画を策定します。

1 - 2. 計画見直しの視点

緑の基本計画の創設以前は、「都道府県による緑のマスタープラン」「都市緑化推進計画」があり、平成 6 年の都市緑地保全法の改正によって 2 つの計画が統合され、都道府県だけでなく、市町村でも策定することが可能となりました。

平成 16 年には美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するため、景観緑三法が公布され、都市緑地保全法も都市緑地法と改名され、「都市公園の整備」「緑化の推進」「緑地の保全」が一体となった総合的な施策による、緑の創出・保全を目指すものになりました。

さらに、平成 29 年の都市緑地法等の改正により、緑の基本計画の記載事項に都市公園の管理の方針に関する事項等が追加されました。

上記のような制度の改正に加えて、上位計画である「砂川市第 7 期総合計画」や「砂川市都市計画マスタープラン」の策定に伴い、これに即したものでなければならぬことから、緑の政策に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していく指針となります。

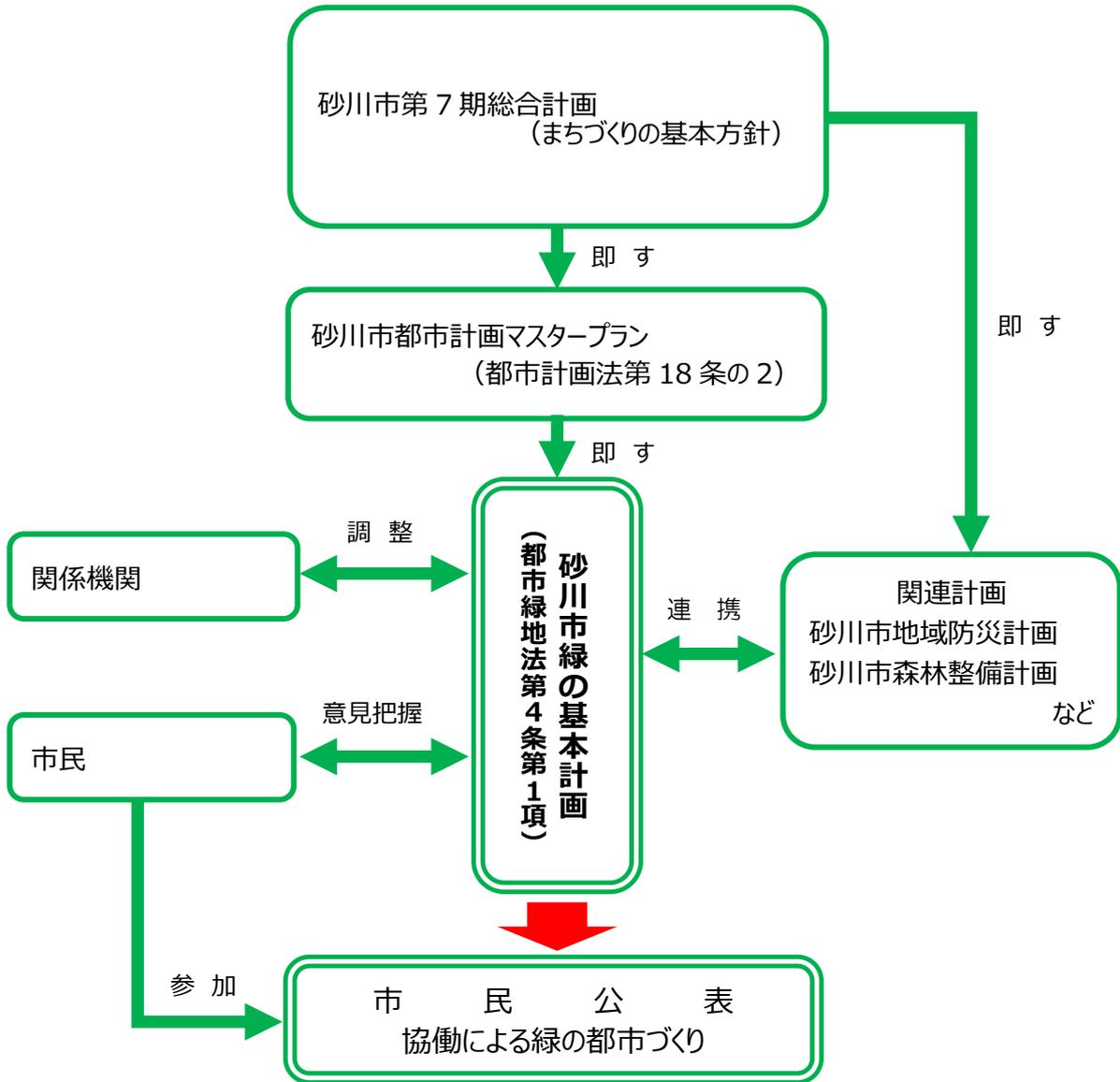
表 本市緑の基本計画にて定める事項

| 法に基づき緑の基本計画にて定める事項 | 本市計画での適用 |
|--|----------|
| 緑地の保全及び緑化の目標 | ○ |
| 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項 | ○ |
| 都市公園の整備及び管理の方針、その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項 | ○ |
| 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項 | — |
| 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項 | — |
| 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域において重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項 | — |
| 緑化地域における緑化の推進 | — |
| 緑化地域以外の区域において、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項 | — |

1-3. 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条第3項に規定される通り、本市の「砂川市都市計画マスタープラン」の基本的な方針に即し、社会情勢の変化に伴う見直しを行ったものです。

図 緑の基本計画の位置づけ



■都市緑地法
第1条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

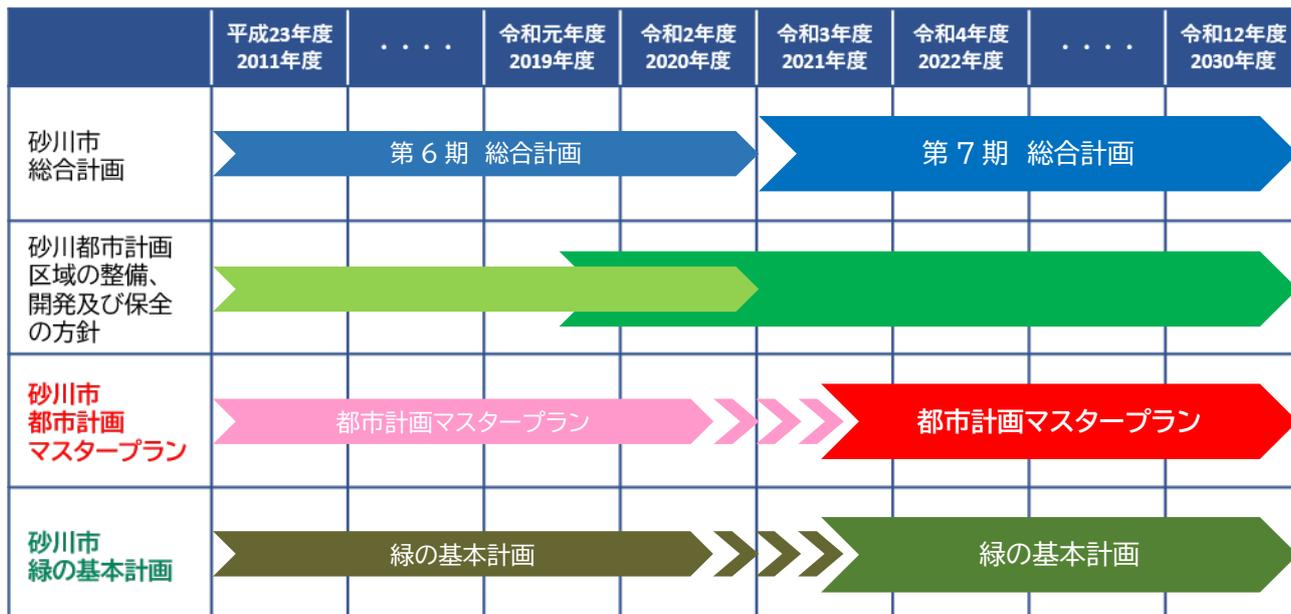
■都市緑地法における「緑の基本計画」の位置づけ
第4条第1項 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

1-4. 計画期間

本計画の計画期間は、「砂川市第7期総合計画」や「砂川市都市計画マスタープラン」との整合性を図り中期的な視点の都市づくりを見据えるため、10年後の令和12年度（2030年度）までを目標年次として設定します。

それ以降については、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮して都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ計画を見直し、さらにその10年後を目標とするよう、その時代のニーズに即した計画へと更新していくものとします。

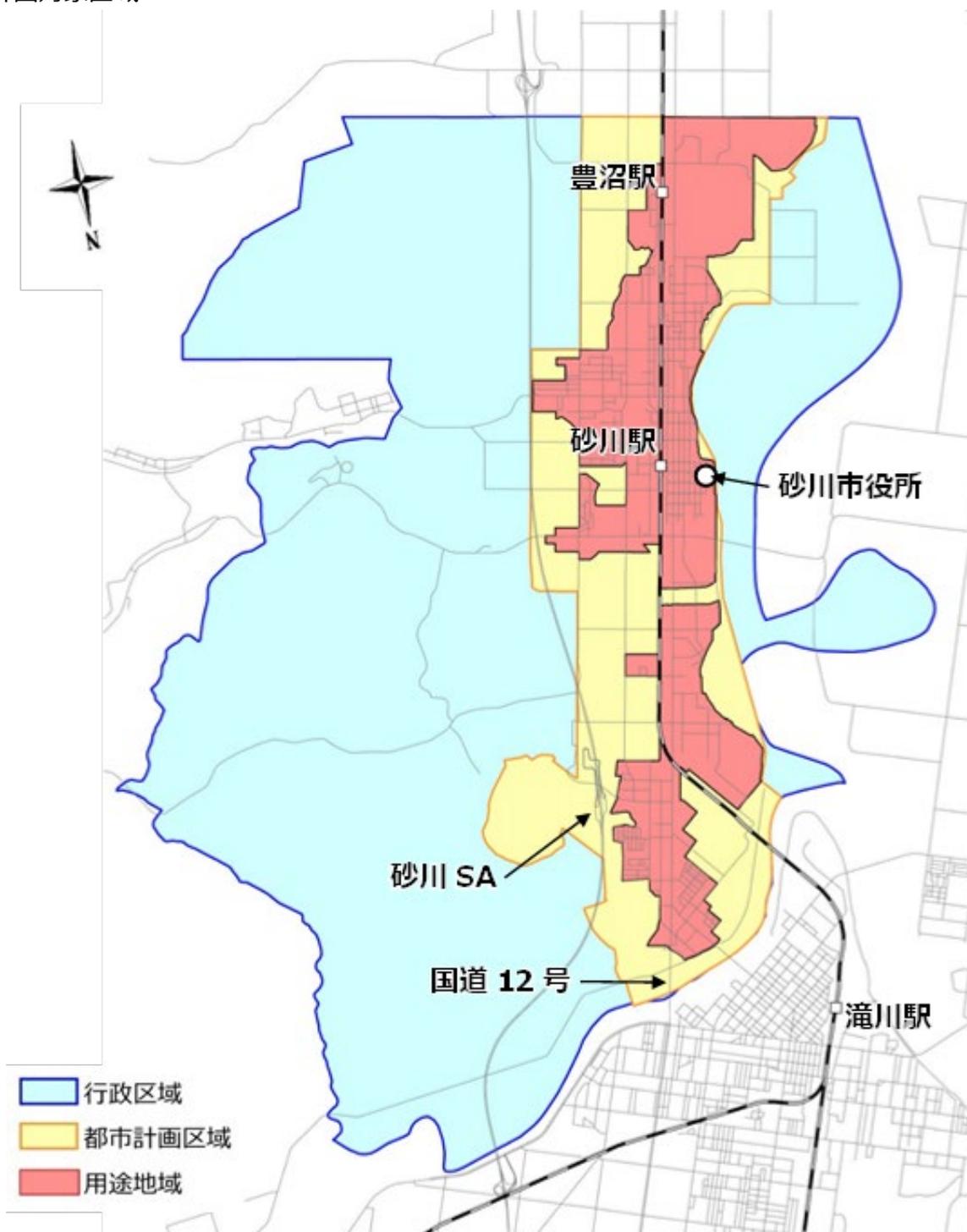
図 計画期間イメージ



1 - 5. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進を図る本計画の目的から、砂川市都市計画区域（2,346ha）を基本とし、都市計画区域に隣接して緑地の保全及び緑化の推進等にかかる施策を計画する必要がある場合、または、対象区域外であっても、本市の緑地の保全及び緑化の推進に重要な地域・施設については、本計画の対象と考えるものとします。

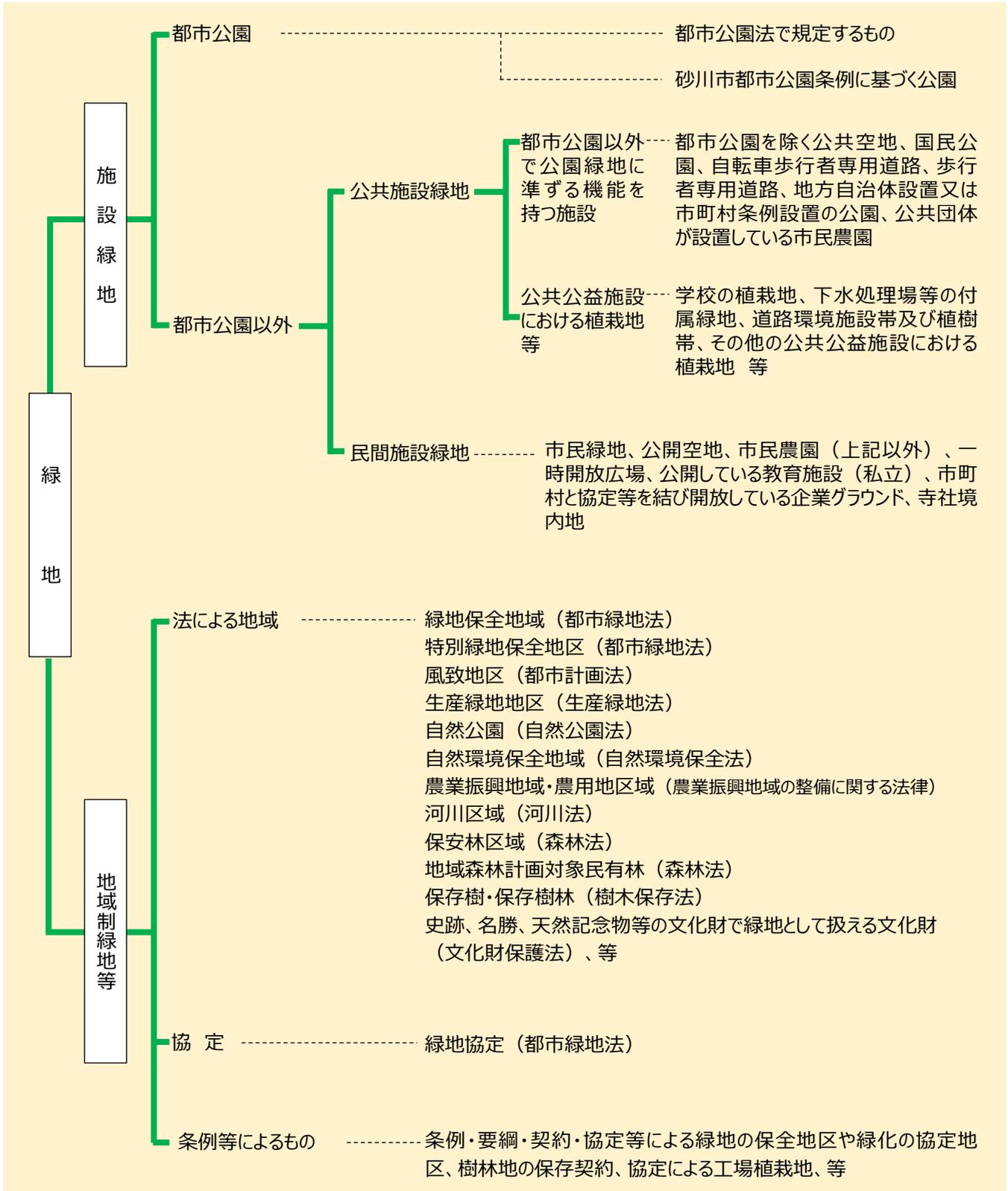
図 計画対象区域



1-6. 緑地の区分

本計画で取り扱う緑地は、公園・緑地やこれらに準ずる施設緑地と、法や協定、条例等による地域制緑地等に大別され、さらに、細区分・定義が、以下のフローに示すとおり行われています。

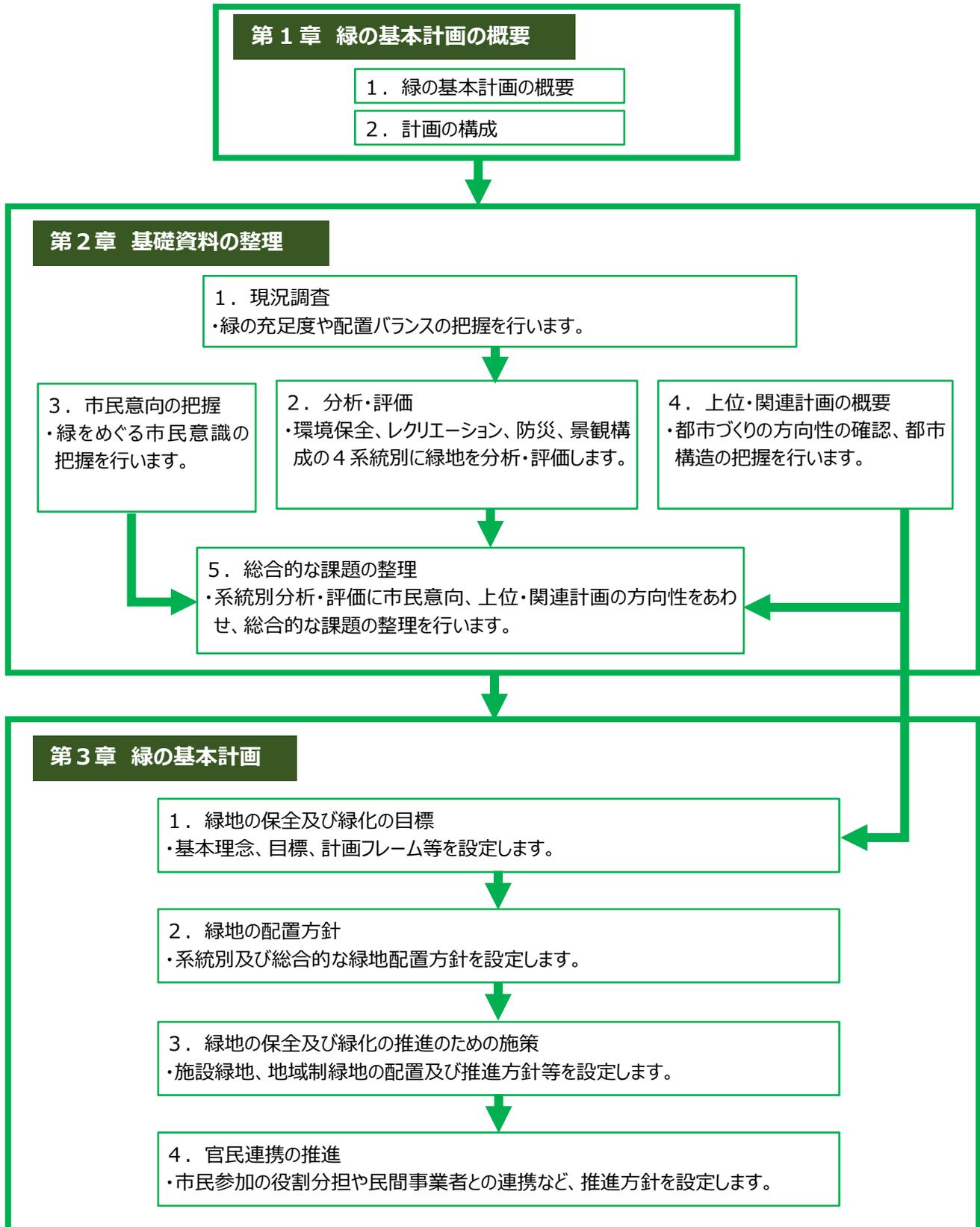
図 緑地の体系



2. 計画の構成

2-1. 計画の構成

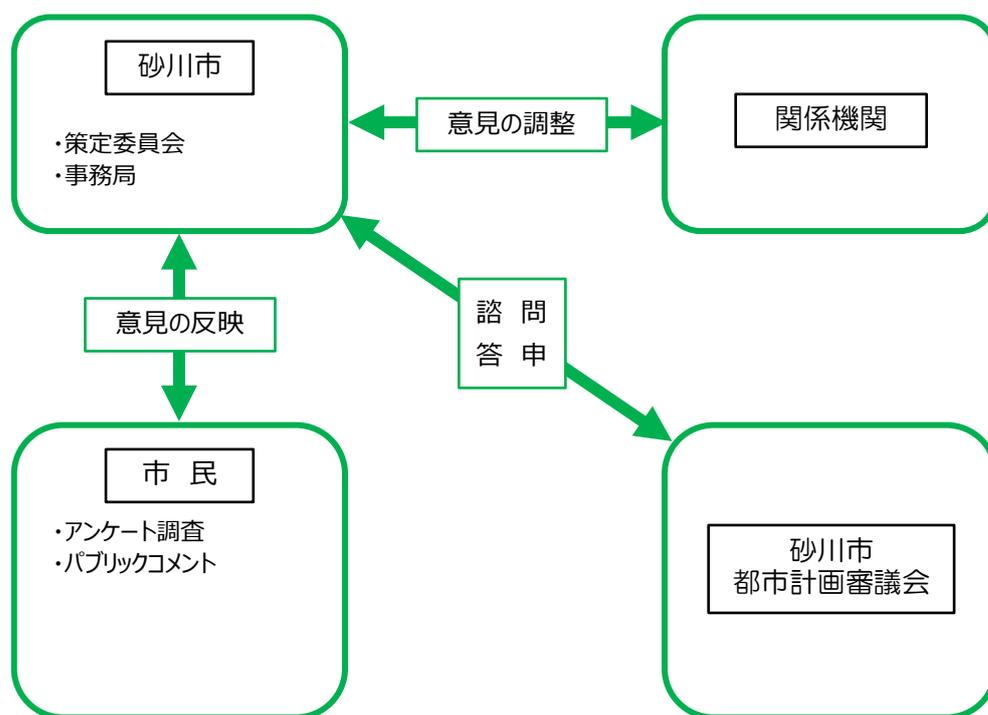
本計画における策定の流れと項目の構成は、次に示すとおりです。



2-2. 計画の策定体制

本計画の見直しにあたっては、「砂川市第7期総合計画」の内容に即し、また「砂川市都市計画マスタープラン」の基本方針を受けるとともに、アンケート調査やパブリックコメントなどによる市民からの意見・提言等を踏まえ、最終的に砂川市都市計画審議会の審議を経て策定するものとします。

図 策定体制



- ・アンケート調査 → 「砂川市第7期総合計画」策定にあたって実施された市民意識調査のほか、本計画や「砂川市都市計画マスタープラン」の策定に関するアンケートにおいて、緑と公園に関する市民意見の把握を行っています。
- ・策定委員会 → 市役所内部において、本計画や「砂川市都市計画マスタープラン」の策定にあたり、横断的に内容の調整を行っています。
- ・関係機関 → 北海道と内容の調整を行っています。
- ・都市計画審議会 → 市の都市計画に関する事項を調査・審議するため、市が設置しているものです。